

地域の魅力商品 P R 業務委託仕様書

この仕様書は、地域の魅力商品 P R 業務を委託するに当たり、必要な事項を定め、事業の適正な運営を図るためのものである。

1 業務名

地域の魅力商品 P R 業務委託

2 業務目的

尾張旭市のお土産品や旭色等の地域の魅力商品（以下、魅力商品という）を市内外へ発信するために、各種 P R 及び観光展への参加や催事販売等を実施し、新たな消費やにぎわいの創出を図るものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

4 業務内容

本市の魅力発信及び魅力商品等を販売するため、以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、（一社）尾張旭市観光協会と協力しながら、継続的な事業効果を意識して、プロモーションを展開すること。

(1) 催事販売等の実施（2～3 回程度）

ア 受託者は、本市の観光 P R、物産資源の認知度向上を図り、来訪促進に繋げるため、単独での催事販売の企画・実施や観光展等への出店をすること。

※ うち 1 回は、市が場所及び開催時期を指定する。

イ 単独での催事販売については、名古屋市中心部、愛知県内のサービスエリア、ショッピングモール等を候補地とし、効果的な開催場所を提案すること。

ウ 観光展へ出店する場合については、費用対効果等を十分に考慮し、物販を絡めた観光展等、それぞれの観光プロモーションを行う場所に合った P R 手法を取り入れること。

エ 開催日は令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月までの間に実施し、1 回当たり 1 日以上 1 週間以内とする。

オ 開催時間については午前 1 0 時～午後 5 時を目安とする。

カ 開催日について、次の日程は設定しないこと。

(ア) 令和 7 年 9 月 3 日（水）から 9 月 1 6 日（火）まで

(イ) 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から 1 0 月 2 0 日（月）まで

(ロ) 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）から 1 1 月 1 2 日（水）まで

(ハ) 令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）から令和 8 年 1 月 8 日（木）まで

キ イベント来場者を対象にアンケート調査を実施することとし、多くの回答が得られるよう工夫をすること。

なお、アンケートの内容は本市と協議して定めるものとする。

ク 催事販売終了後、速やかにアンケート結果を集計・分析し、市へ報告すること。

(2) 販売商品及び出店者の調整

ア 販売商品は、魅力商品を含めた本市に関わりのあるものとする。

イ 催事販売については、会場出店者の募集及び出店内容の調整、保健所等への必要な手続など、円滑にイベントが開催できるよう調整すること。

ウ 委託販売（※）も実施することとし、商品の募集及び販売について、円滑にイベントが開催できるよう調整すること。

なお、委託販売に係る費用等については、市と協議して定めるものとする。

※ 当日会場でブースを設け、会場出店が難しい出店希望者から商品を預かり販売すること

(3) プロモーションの実施

ア 受託者は、魅力商品をより多くの方に周知するため、SNSやチラシ、ポップ等のPRツールを活用して、効果的に情報発信を行うこと。

イ 受託者は、各種PRツールの原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、校正を行った上で、印刷するものとする。

ウ その他、効果的なPRツールがあれば積極的に提案すること。

5 成果品

成果品は、下記のとおりとし、詳細については協議の上、決定することとする。なお、本業務で得られた成果品の所有権、著作権、利用権等全ての権利は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧され、複写させ、又は譲渡してはならない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 事業報告書及び次年度に向けた課題の整理 | 1 式 |
| (2) 打合せ協議簿 | 1 式 |
| (3) 各種PRツール | |
| (4) 来場者アンケート | |
| (5) 写真記録（イベント風景等） | |
| (6) (1)～(5)のデータ | |

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の範囲において、受託者と関係事業者との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定する。